



東京都

環境影響評価

条例改正案

POINT

第74条の2の改正

審議会の判断で、審議会の委員以外の専門家など「相当と認める者」の出席を求め、意見や資料の提出を求めることができるようにする。

第91条の改正

環境配慮書、調査計画書、評価書案、評価書などに虚偽の記載があった場合、知事が事業者に必要な措置をとるよう勧告できるようにする。